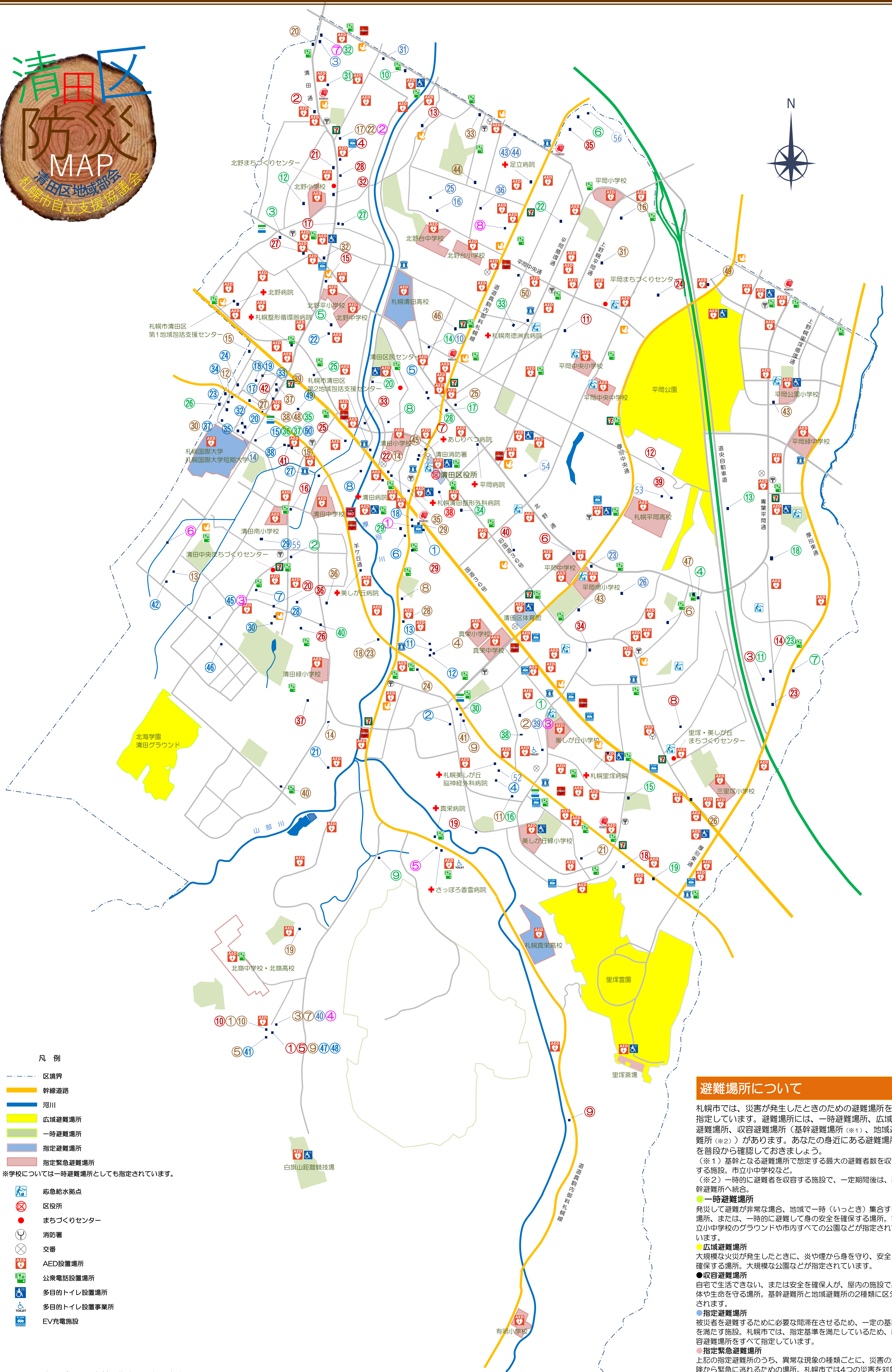




凡 例

- 区境界
- 幹線道路
- 河川
- 広域避難場所
- 一時避難場所
- 指定避難場所
- 指定緊急避難場所

※学校については一時避難場所としても指定されています。

- 応急給水拠点
- 区役所
- まちづくりセンター
- 消防署
- 交番
- AED設置場所
- 公衆電話設置場所
- 多目的トイレ設置場所
- 多目的トイレ設置事業所
- EV充電施設

避難場所について

札幌市では、災害が発生したときのための避難場所を指定しています。避難場所には、一時避難場所、広域避難場所、収容避難場所（基幹避難場所※1）、地域避難所※2）があります。あなたの身近にある避難場所を普段から確認しておきましょう。

（※1）基幹となる避難場所で想定する最大の避難者数を収容する施設。市立小中学校など。

（※2）一時的に避難者を収容する施設で、一定期間後は、基幹避難所へ統合。

●一時避難場所
発災して避難が非常な場合、地域で一時（いっとき）集合する場所、または、一時的に避難して身の安全を確保する場所。市立小中学校のグラウンドや市内すべての公園などが指定されています。

●広域避難場所
大規模な火災が発生したときに、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所。大規模な公園などが指定されています。

●収容避難場所
自宅で生活できない、または安全を確保人が、屋内の施設で身体や生命を守る場所。基幹避難所と地域避難所の2種類に区分されます。

●指定避難場所
被災者を避難するために必要な間滞在させるため、一定の基準を満たす施設。札幌市では、指定基準を満たしているため、収容避難場所をすべて指定しています。

●指定緊急避難場所
上記の指定避難所のうち、異常な現象の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための場所。札幌市では4つの災害を対象（洪水・土砂・地震・火災）として、基幹となる避難所を指定しています。